

2026年度 「学校生活のきまり」

鈴鹿市立神戸中学校

～進路実現に向けた生活と身なりを心がける～

(1) 服装・身なり

□制服

□学校指定のブレザー、スラックス、スカート、ポロシャツ、ジャージ、ウインドブレーカー

夏服：ポロシャツ、スラックス または スカート

冬服：ブレザー、ポロシャツ、スラックス または スカート

※ 衣替えについては、時期を設定せず、各個人で季節や気候に合わせて移行する。

- ・名札は、ブレザーの左胸のポケットに黒、紺、白の糸で縫いつける。
- ・ブレザー着用時はブレザーのボタンをしめる。
- ・ポロシャツのボタンは集会時以外であれば第一ボタンは留めなくてもいい。
- ・ポロシャツの中に着るものは、体育用半袖Tシャツに準じる。色柄物は禁止する。

(こぶし大のマーク、3箇所までとする。)

- ・首元や裾、袖から服が見えないように着こなす。ハイネックは不可。
- ・Vネックベスト・Vネックセーター、カーディガンは可。

(白、黒、紺、ベージュ(茶)、グレー(灰)の無地とする。)

- ベルトの色は、黒・紺・茶のみとする。装飾が派手なもの、エナメル、サスペンダーは禁止する。
- スラックスを下げてはかない。
- スカートの丈は、ひざが隠れる程度とする。スカートを曲げてはかない。
- 制服やジャージを切ったり、変形させたりして着用することはしない。

□その他の服装

□ 靴下は色の指定はない。ただし、キャラクターのデザインは認めない。

集会時の靴下は白、黒、紺、グレーとする。

タイツは黒、紺、ベージュの無地とする。

- 化粧・マニキュア・香水・アイプチ等をしない。
- アクセサリー、ミサンガなどの装飾品は身につけない。
- ウインドブレーカー・手袋・マフラー等の防寒具は、教室内で着用しない。

ウインドブレーカーを膝かけとして使用することは OK だが、テスト中は不正行為防止のため認めない。

- 放課後、一時帰宅後、登校する際は制服かジャージを着用する。私服は認めない。

(2) 頭髪

- ☐ 清潔な髪型とする。
 - ・パーマ、脱色、毛染めなど、頭髪を加工することは禁止する。
 - ・不自然な髪型は禁止する。(ラインなど)
 - ・ヘルメットの着用に支障がある髪型は禁止とする。(お団子など)
- ※特殊な事情がある場合は、教員に申し出てくること。
- ☐ 整髪料や頭髪に付ける装飾品は禁止する。
 - ・バレッタや大きなピン、飾りのついたピンは禁止する。
 - ・ゴムについても派手ではないもの(黒・紺・茶)を基本とする。

(3) 所持品

- ☐ 自分の持ち物には名前を書く。
- ☐ 学校生活に不必要な物は持ってこない。必要で持ってきた場合は朝学活で担任に預ける。
〔不要物の例〕
 - ・お菓子、ジュース、カッターナイフ、現金
 - ・カードゲーム、ゲーム機、マンガ本、雑誌、携帯電話、時計
 - ・ピアス、ネックレス等の装飾品、化粧品、校則違反となる服装(私服)
- ※ 必要性があり、携帯電話を持って来た際は、教員が指定した場所でのみ使用を認める。
- ※ 不要物を持ち込んだ場合は担任、学年の生徒指導担当が預かる。預かった物に関しては原則保護者に返却する。
- ☐ 生徒同士の金品の貸し借り、物品の売り買いは禁止する。

(4) 靴、カバン

- ☐ 通学靴は運動に適した靴とする。
 - ・ランニングシューズ、トレーニングシューズが望ましい。
- ☐ 上履き、体育館シューズは、学校指定のものとし、不要な落書きをしない。
- ☐ 通学カバンは、学校指定のものを使用し、不要な落書き等をしない。
 - ・自分のカバンを見分けるためにつける装飾品(キーホルダー)は1つまでとする。

(5) 始業・出欠連絡

- ☐ 生徒は、8:25までに登校し、教室に入るようにする。
 - ・8:30までに制服に着がえて、カバンをロッカーに入れて着席しておくこと。
(1限目が体操服で受ける授業のときは体操服でもよい)
- ☐ 欠席・遅刻連絡は、8:20までに原則、保護者が行う。
 - 8:45以降に遅刻してきた生徒は必ず職員室により、遅刻したことを伝える。
- ☐ 一度登校したら、外出をしたり、許可なしに下校しない。
- ☐ 早退の場合は、保護者から申し出をし、帰宅したら学校に連絡をする。

(6) 授業

- ☐ 予鈴のメロディーで教室に入り、チャイム着席を守る。
- ☐ 授業中、カバンはロッカーの中に入れておく。教室の通路等にカバンを置かない。

(7) 給食

- ☐ 給食は各教室で食べる。
- ☐ 給食終了のチャイムが鳴るまで教室にいる。
- ☐ 水筒は持参してもよい。ペットボトルも認めるが、空の容器は学校に捨てず持ち帰ること。
なお、水筒の中身は、水、茶、スポーツドリンクに限る。
- ☐ 昼食持参時はスーパー等で購入したものでもよい。
- ☐ 給食時以外の時間（休み時間や放課後等）に食事をしない。

(8) 部活動

- ☐ 生徒は、希望する部活動に入部することができる。
 - ・毎年4月に「部活動入部届」を提出する。
 - ・年度途中で部活動を退部や転部する場合は、顧問、担任、保護者の了解を必要とする。
- ☐ 部活動に参加しているものは、顧問の教員の指示に従い、活動のルールとマナーを守って活動する。
- ☐ 部活動を欠席したり、早退する場合は顧問の教員に連絡する。
- ☐ 活動時間を厳守し、部活動終了後はすみやかに下校する。(完全下校時間を守る)
 - ・原則として定期テスト1週間前から部活動を休みとする。

(9) 自転車通学

- ☐ 自転車通学は盗難防止のため、学校から鑑札シールを配布する。車体のよく見える後部に必ず貼る。
1年生：青色　2年生：赤色　3年生：緑色
- ☐ 自転車は自転車小屋の指定された場所に置く。
- ☐ 自転車を改造したり、装飾品等をつけない。
- ☐ 自転車通学者がヘルメット無着用(ノーヘル)・二人乗り・傘さし運転・荷ひも未装着等の交通違反をした場合は、「交通安全規約」により指導する。

(10) その他

- ☐ 生徒は職員室への入室はできない。出入り口で教員を呼び、用件を伝える。
- ☐ 他学年棟や他クラスの教室へは入らない。
- ☐ 教室のベランダには出ない。
- ☐ 放課後、用のない生徒はすぐに下校する。
※部活動等のない生徒の完全下校は帰りの会終了30分後とする。
- ☐ 登校下校中に寄り道、買い食いをしない。

- ☐ 外泊、アルバイトは禁止する。
- ☐ 以下の４点は、市内統一の規定である。
 - ①カラオケボックス、ゲームセンターへは、生徒同士の立ち入りは禁止する。
 - ②午後１０時以降の外出および外泊は禁止する。
 - ③道路での球戯やスケートボード等の遊びは禁止する。
 - ④危険ながん具類（エアガン等）による遊びは禁止する。